どで人身に危害をおよぼすことがあります。

無秩序に表示されると、

屋外広告物は、私たちの日常生活や経済活動にとって大きな役割を果たしています。

まちの美観を損なったり、

視界遮断による交通事故や倒壊な

しか

市では、

づき、許可などを行っています。屋外広告物を正しく表示するル

まちを美しくするために、ご理解しています。市民の皆さんや広告主、

ご理解とご協力をお願いします。

屋外広告業者の人などに

ルとして福岡県が定めている「福岡県屋外広告物

児童手当を受けるには、申請が必要です

■ 子ども子育て課子ども子育て係(Ta.64-1535)

■手続きについて

表のとおり

■支給月額(1人当たり)

している人に支給されます

求に基づいて支給します。

出生、

手当を受けようとする人の認定請

人などで受給資格が生じた場合は、

後15日以内に請求すれば、 入またはやむを得ない理由がやんだり請求ができなかった場合には、転 開始されます の日の属する月の翌月分から支給が たは出産などやむを得ない理由によ ※支給開始月の特例として、 でを支給します。 6 月、 10月)で、 転入など

■支給について 座番号など▼請求者の健康保険証の▼印鑑、請求者名義の金融機関の口 手当の支給は、 し▼その他必要な書類

◎受給者が他の市町村へ転出す

手続きが必要です

こんなときにも

終わります。 給事由の消滅した日の属する月分で の属する月の翌月から開始され、 手当は原則として年3回(2月) 刊から開始され、支、認定請求をした日

それぞれ前月分ま 転入ま ◎その他 るとき 出が必要です。 します。「支給事由消滅届」の提 みやま市での受給資格が消滅

きなどは手続きが必要です。詳市内での住所が変更になったと 人数が変更になったとき、 新たに受給資格が生じたと 手当支給対象となる児童の 氏名·

■支給月額(1人あたり)

に請求の手続きをしてください。 すみやかに住所地の市区町村の窓口

(必要なもの)

所得限度額未満			
3 歳未満	15,000円		
3 歳以上	10,000円		
小学校終了前	(第3子以降は15,000円)		
中学生	10,000円		
所得限度額以上			
一律	5,000円		

最初の3月3日まで)の児童を養育あって、中学校修了前(15歳到達後の)の児童手当は、日本国内に住所が

■支給対象

※所得限度額については、問い合わせください。

児童扶養手当・特別児童扶養手当額のお知らせ

■ 子ども子育て課子ども子育て係(Tal64-1535)

■手当額(月額)

て、児童の福祉の増進を図ることを目的の障がいの状態にある20歳未満の児童に精神または身体が、法令で定める程度: 給される手当です。 安定を図り、 ※支給要件など、 ■児童扶養手当 には、申請が必要です 特別児童扶養手当 児童扶養手当・特別児童扶養手当を受ける 離婚などでひとり親になっ 自立を促進す 詳しくは問い合わせくださ 、ることを目的に支った家庭などの生活 ることを目 り児童についる程度以-

手当の名称			手当額		
児童扶養手当	全部支給		43,160円		
	一部支給		10,180 円~ 43,150 円		
	第 加算 額	全部支給	10,190円		
		一部支給	5,100 円~ 10,180 円		
	第3子以降 加算額	全部支給	6,110円		
		一部支給	3,060 円~ 6,100 円		
特別	1 級		52,500円		
児童扶養手当	2 級		34,970円		

手当の手当額は、 当の手当額は、左表のとおりです(令和2年度令和3年度の児童扶養手当および特別児童扶養

屋外広告物の掲出には許可が必要です

間都市計画課都市計画係(Tel64-1532)

「屋外広告物」とは

常時または一定期間継続して屋

条例の趣旨を理解していただき、

でなく、 告板、 で公衆に表示されるものであれば、 常時または一定期間継続して屋外 を利用する広告物など。 外で公衆に表示されるもので、 営利を目的とした商業広告だけ 電光ニュース、 広告塔、 非営利のものであっても、 はり紙、 広告幕、 ネオン、 オン、電柱 立看板、

屋外広告物の掲出には、 を掲出する物件を設置するなど、広告物を表示、または広告物 表示の際に許可が必要な「地域」、害を防止するために、広告物の するとともに、 好な景観を形成し、風致を維「福岡県屋外広告物条例」は、 「広告物」を定めています。 「屋外広告物の規制」とは または広告物 みやま 良

市長の許可が必要です。 、公衆に対する危成し、風致を維持 詳しく

● アドバルーン 0 ■屋外広告物の例 屋上の 屋上利用 広告塔 広告板 0 0 会 壁面利用広告 広 突出看板 告 広告塔 幕 O O 会 社 壁面利用広告板 アーチ 板 告 電柱類利用広告 自動車の外面利用広告

「屋外広告物」に該当します。

奨学金返済支援制度のお知らせ

※詳しくはホー

ジまたは問い

合わせくださ

が実施する奨学金

地方公共団体、

その他市長が認める奨学金

の奨学金

間 企画振興課 地方創生係(Tel64-1504)

■補助期間 ■補助金額 3 年間

■対象となる奨学金 ※最大5万円(18万円) 3 (上限18万円) 年間の奨学金返済額 × 3年間) X 分

独立行政法人日本学生支援機構 学校、 公益法人

く人に、 に1年以上継続して従事している人業、農業・漁業などの第1次産業地域内の事業所に就職、または起 ❷奨学金を返済中の人●みやま市に住民票がある ●平成29年3月1日以降に、 給しています 校などに進学し、 ❸申請日時点で満30歳以下の ■申請のおもな条件 奨学金の貸与を受けて大学、 3年間で最大54万円を支に進学し、筑後地域内で働 筑後

給される手当です。